

議案第150号

北上市污水处理施設条例の一部を改正する条例

北上市污水处理施設条例（平成7年北上市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（名称、位置及び処理区域） 第2条 污水处理施設の名称、位置及び処理区は、次のとおりとする。			（名称、位置及び処理区域） 第2条 污水处理施設の名称、位置及び処理区は、次のとおりとする。		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
<u>北上流通基地衛生 処理センター</u>	<u>北上市流通センタ ー3番18号</u>	<u>流通センターの一 部</u>	第3 柏野住宅団地 衛生処理施設	[略]	[略]
第3 柏野住宅団地 衛生処理施設	[略]		第3 柏野住宅団地 衛生処理施設	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に使用している北上流通基地衛生処理センターに係る使用料は、令和3年6月1日以後に確定する使用料から北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号）の規定を適用し、同日前に係る使用料については、なお従前の例による。

令和3年3月4日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

北上流通基地衛生処理センターを廃止しようとするものである。